

信州安全・安心な宿魅力向上事業事務委託業務 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、(一社)長野県観光機構 理事長 野原莞爾(以下「委託者」という。)が委託する「信州安全・安心な宿魅力向上事業事務委託業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 趣旨・目的

コロナ禍で生じた新たな観光ニーズへの対応や感染防止対策の強化等を通じて、県内宿泊施設の安全・安心と魅力の向上を図る。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守する。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 契約書
- (3) その他関係法令及び通達

4 委託契約額

経費の区分	金額
①直接経費(宿泊事業者への支援額)	1,987,500,000円以内
②間接経費(事業実施に係る事務費)	159,500,000円以内
委託料計	2,147,000,000円以内

※①直接経費は、宿泊事業者からの申請に基づいて変動する。

※②間接経費については、原則直接経費の10%に消費税を加算した金額を上限とし、事業実施後に調整する。

5 委託業務の内容

- (1) 宿泊事業者への事業の広報・通知
 - ア 複数の広告媒体を用い、本事業を宿泊事業者へ広報・周知する。
 - イ 宿泊事業者が事務の流れや申請方法を理解できるよう、事務マニュアルを作成し、送付する。
 - ウ 宿泊事業者からの、設備導入検討や申請書類の作成等に関する質問・相談に対応するために、事務局(コールセンター)を設置し、問い合わせ対応人員を配備する。
 - エ 業務の円滑な遂行のため、委託者から受託者に人員を派遣する用意があるので、必要に応じて計画に盛り込むこと。
 - オ 必要に応じて宿泊事業者向けの説明会を開催する。場所・回数は、委託者と協議の上決定する。
- (2) 補助金交付事務局の運営・管理
 - ア 事業の概要
 - ①募集期間：令和3年9月1日(水)《予定》から令和4年1月31日(月)まで
 - ②対象経費：信州安全・安心な宿魅力向上事業概要のとおり
 - ③補助率：信州安全・安心な宿魅力向上事業概要のとおり
 - ④補助上限額：信州安全・安心な宿魅力向上事業概要のとおり
 - ⑤事業完了期限：令和4年2月28日(月)まで
 - イ 申請書の受付、補助金の支払
 - 《既に購入した場合》
 - ①宿泊事業者から申請書等の提出を受けたときは、当該宿泊事業者との間で書類の不備等を補正し、原則として、14日以内に正式な申請書等として受理できるようにすること。

- ② 正式な申請書等を受理したときは、ただちに審査し、受理日から 30 日以内に補助金を支払うこと。
- ③ 各種照会を受け付けする事務局（コールセンター）と、補助金の支払をする部署との連携を密にし、必要な体制を整えること。

《これから購入を計画する場合》

- ① 宿泊事業者から申請書等の提出を受けたときは、当該宿泊事業者との間で書類の不備等を補正し、正式な申請書等を受理したときはただちに審査し、原則として、14 日以内に交付決定書を発行する。
- ② 正式な実績報告を受理したときは、ただちに審査をして確定通知書を発行する。
- ③ 正式な請求書類を受理したときは、ただちに審査し、受理日から 30 日以内に補助金を支払うこと。
- ④ 各種照会を受け付けする事務局（コールセンター）と、補助金の支払をする部署との連携を密にし、必要な体制を整えること。

ウ 事業の進捗報告

- ① 申請書の受付開始後、以下の項目について、申請者ごとにとりまとめのうえ、毎月末日に次の項目について状況を報告すること。

【感染防止対策申請書提出件数、申請額、支払額・支払日】

【新たな観光需要対策申請書提出件数、申請額、支払額・支払日】

エ 問い合わせ対応

- ① 問合せ対応に必要な体制を整えること。
- ② 事業の進捗報告に合わせ、受けた問い合わせの記録を共有すること。

(3) その他

- ア 本事業の目的達成のために効果的な施策があれば自由に提案すること。
- イ 委託者の求めに応じて、支払に係る証拠書類等を随時提供すること。

6 成果品

- (1) 上記に係る実施状況が確認できる内容の実績報告書
- (2) 業務の実施に要した経費の内訳書
- (3) その他、成果品として認められるもの

7 委託期間

契約日から令和 4 年 2 月 28 日まで

8 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

9 疑義について

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 個人情報の取扱いについては十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにする。
- (2) 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、仕様書で示した業務目的以外に使用しないこと。
- (3) 今回の業務委託により制作される成果品の著作権、所有権等、その他の一切の権利は長野県観光機構に帰属するものとする。
- (4) すべての業務終了後、委託者に次の内容を盛り込んだ業務完了報告書を提出する。
【申請施設名、申請施設住所、申請品目、支払額・支払日】